

中頓別町住宅改築事業補助金交付条例について

■補助対象者

中頓別町内に居住する者で、以下の要件を満たしているもの

- ①町内にある**自己所有住宅**に居住している又は住宅を取得後、居住することが明らかな者
- ②中頓別町の収納事務に係る滞納がない者
- ③自己資金、借入金により住宅を建設する者
- ④他の補助事業等において重複して補助金等の受給をしていないこと

■補助事業対象工事

①Z E H水準化工事・省エネ基準化工事

例) 外壁断熱工事、断熱床設置工事 etc

ZEH水準化工事	外皮平均熱貫流率0.4W/(㎡・K)以下) (結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)	1次エネルギー消費性能等級5 (BEI0.8以下) 再エネ0	耐震性能等級3以上	工事費の 30% (最大 150万円)
省エネ基準化工事	外皮平均熱貫流率0.41W/(㎡・K)以下) (結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)	1次エネルギー消費性能(BEI1.0以下) 再エネ0	耐震性能等級1以上	工事費の 30% (最大 30万円)

②バリアフリー化工事

例) 高齢者用手すり設置工事 etc

【対象】 次の基準の両方を満たす工事

- (ア) 高齢者等配慮対策等級3以上 (高齢者等が安全に移動するための基本的な処置が講じられおり、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられているもの)
- (イ) 上記(ア)の対象工事費が20万円以上のもの

【補助金額】

バリアフリー化工事に係る費用の**30%** (最大**10万円**)

③耐震改修工事

例) 耐震壁設置工事 etc

【対象】

昭和56年5月以前に建てられた耐震性能を満たしていない住宅で、**耐震診断の結果により**、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

【補助金額】

- ・耐震改修工事費が**20万円を下回る場合は、工事費の全額**
- ・耐震改修工事費が**20万円以上200万円未満の場合は、20万円**
- ・耐震改修工事費が**200万円以上300万円未満の場合は、対象工事費の10%**
- ・耐震改修工事費が**300万円以上の場合は30万円**

※耐震診断については補助金対象外となります。

④住宅建替支援事業

例) 住宅新築に伴う旧住宅解体工事

既存住宅が昭和56年5月以前に建設された住宅の場合	【補助金額】 既存住宅を建替えるため解体する工事費10% (最大15万円)
既存住宅が昭和56年6月以降に建設された住宅の場合	【補助金額】 既存住宅建替え工事費の10% (最大10万円)

⑤太陽光発電・蓄電池設置工事

太陽光発電	<p>①対象設備の要件は次のすべてに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。・太陽電池モジュールの合計出力が10k w未満の設備であること。・余剰型配線であること・電力会社の電力系統に接続できること。・未使用品であること。 <p>②補助対象費用</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据え付け工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。	工事費の50% 最大30万円
定置用蓄電池	<p>①対象設備の要件は次のすべてに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン電池を使用したものであること。・蓄電容量が17.76k W h未満であるもの・電力会社の電力系統に接続できること。・未使用品であること。 <p>②補助対象費用</p> <ul style="list-style-type: none">・蓄電池部、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。	

⑥省エネ機器設置工事

例) 高断熱浴槽設置工事、節水型トイレ設置工事 etc

高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定するユニットバス	工事費 の50% 最大 50万円
電気ヒートポンプ	JIS C 9220 : 2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上	
潜熱回収型ガス給湯器	給湯暖房機器にあっては給湯部熱効率が94%以上であること。 給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。 石油給湯機の貯湯式にあっては74.6%以上であること。	
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKASA705)が102%以上であること。	
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓	
燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニット後付け可)	
コージェネレーション設備	①燃料電池ユニット 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付け可) ②ガスエンジン給湯器 ガスエンジン・コージェネレーションについてはガス発電ユニットのJIS基準(JIS B8122)に基づく発電および排熱利用の総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること	
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン ①国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する支援等の認可等を受けた試験機関等 ②法令又は条例に基づく試験棟を国等から受託している試験機関等	
LED照明	工事を伴うものであること。	
節水型トイレ	JIS A5207に規定する「Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5L以下)	

■注意事項

- ・補助金の交付決定を受ける前に既に工事着手済の住宅は対象となりません。
工事着手は、補助金交付決定通知日以降に行ってください。
- ・補助金の申請は、同1人につき1回限りです。
- ・補助金の申請は、年度をまたいでの申請は出来ません。申請事由が発生した後、1年以内に申請してください。

■お問い合わせ先

中頓別町役場 建設課建設グループ
〒098-5551
枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
電話番号：01634-8-7665